

1. 介護保険 基本料金

訪問看護サービスの時間		単位数		基本料金(利用者負担額)/円						
				1割		2割		3割		
		介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	
訪問看護費	30分未満	訪問看護I2	467	448	519円	498円	1038円	997円	1,558円	1,494円
	30分以上60分未満	訪問看護I3	816	787	907円	875円	1814円	1750円	2,721円	2,620円
	60分以上90分未満	訪問看護I4	1118	1080	1243円	1200円	2486円	2400円	3,729円	3600円
	時間帯(早朝・夜間・深夜の場合は日中の料金より割り増しになります。)									
	時間帯		割増率							
早朝(午前6時～午前8時までの間)		所定単位数の25%加算								
夜間(午後6時～午後10時までの間)		所定単位数の25%加算								
深夜(午後10時～午前6時までの間)		所定単位数の50%加算								

2. 各種加算

		単位数	基本利用料(利用者負担金)/円				備考
			1割	2割	3割		
特別管理加算(I)※1	月1回	500	556円	1112円	1,668円	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合	
特別管理加算(II)※2		250	278円	556円	834円		
長時間訪問看護加算	1回90分以上	300	333円	668円	1,000円	90分を超えるサービス	
ターミナルケア加算		2000	2,224円	4,448円	6,672円	ターミナルケアを行った場合、死亡月に算定	
複数名訪問看護加算1	30分未満	254	282円	568円	8,473円	看護師と看護師が同時に訪問	
	30分以上	402	447円	894円	1,340円		
複数名訪問看護加算2	30分未満	201	223円	447円	670円	看護師と補助者が同時に訪問	
	30分以上	317	352円	705円	1,058円		
退院時共同指導加算		600	667円	1335円	2,002円		
初回加算		300	333円	667円	1,000円		
緊急時訪問看護加算※3	月1回	574	638円	1277円	1,912円		
サービス提供体制強化加算	訪問1回ごと	6	7円	14円	20円		
看護体制強化加算1※4	月1回	600	667円	1335円	2,002円		
看護体制強化加算2※5		300	333円	668円	1,000円		

3. 交通費

通常のサービス提供区域を越えてサービスを提供する場合。

訪問車(自動車)使用の場合	片道5キロまで	300円/回
	片道5キロ以上	1kmにつき50円/回
公共交通機関	実費	

4. その他

2時間を超える訪問看護料	30分につき2000円を介護保険・医療保険の基本料金に加算
個人契約により訪問看護	30分につき4000円
エンゼルケア(死後の処置)	20,000円
介護保険外サービス	利用者負担 10割

※ 日常生活用具・物品・衛生材料等は実費となります

※1. 特別管理加算(I) 500単位/月

・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態
 ・留置カテーテルを使用している状態

※2. 特別管理加算(II) 250単位/月

・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈指導管理
 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理
 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※3. 緊急時訪問看護加算 ご利用者・ご家族様から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制を整備していること。また、必要時、緊急訪問を行うこともあります。

※4. 5看護体制強化加算 医療ニーズの高い利用者への訪問看護体制を強化している場合に(大臣基準告示第9)に適合しているとして、都道府県に届け出た指定訪問看護事業所は一人ひと月につき600単位(1)300単位(2)を加算する

介護保険から医療保険への適用保険変更

次の場合、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1. 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

①多発性硬化症

②重症性筋無力症

③スモン

④筋萎縮性側索硬化症

⑤脊髄興奮変性症

⑥ハンチントン病

⑦進行性筋ジストロフィー症

⑧パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性11症、およびパーキンソン病（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度のもの

⑨多系統萎縮

⑩プリオン病

⑪亜急性硬化性全脳炎

⑫後天性免疫不全症

⑬頸髄損傷

⑭人工呼吸器を使用している場合

2. 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3. 主治医より特別訪問看護の指示書が交付された場合